

平成30年度 介護給付適正化の取組案

<背景・方向性>

- 平成29年の介護保険法改正のポイントの一つに、「保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進」があり、この一環として介護給付適正化についても、
 - ・取組内容・目標の介護保険事業（支援）計画への記載
 - ・指標による実績評価、新たな交付金（保険者機能強化推進交付金）の交付 が制度化された。
- 都道府県の役割としては、自立支援・重度化防止・介護給付適正化の推進に向けて、区市町村の取組を支援することが求められている。
- このような背景を受け、保険者機能強化推進交付金の都道府県向け評価指標の内容を踏まえ、保険者支援の取組みを行っていく。
 - ※ 評価指標と各取組の対応関係は別紙のとおり

I. 介護給付適正化部会

技術的助言・アンケート調査等により把握した管内の区市町村の介護給付適正化の取組の実施状況、課題、都の支援に係るニーズ等を共有し、区市町村への支援策を検討する。

また、支援の前提として、東京都及び都内区市町村の介護給付の状況・特徴について情報共有する。

- ◇ 実施時期：9月、2月頃

II. 介護給付適正化推進研修会

区市町村職員を対象に、地域包括ケア「見える化」システム等のデータの活用法の提示や、好事例の発表、グループディスカッションなどを行い、介護給付適正化の一層の推進を図る。

- ◇ 実施時期：10月頃、2月頃
- ◇ テーマ：第1回 ケアプラン点検
第2回 縦覧点検・医療情報との突合

III. 区市町村への技術的助言

介護給付適正化の考え方や進捗状況を確認するとともに、適正化のさらなる推進に向けた助言等を行う。

また、区市町村が行う介護給付の状況・特徴などについての分析を支援し、地域の実情に応じた適正化の取組を支援する。

訪問先の選定にあたっては、介護給付適正化の取組状況のほか、保険者機能強化推進交付金の評価指標の該当状況も勘案する。

- ◇対象保険者：15区市町村（島しょ部4町村含む）
- ◇実施時期：9月～11月頃

**IV. 介護給付適正化の各事業の支援
（詳細は別紙）**

- ◇（新）縦覧点検・医療情報との突合の保険者との共同試行実施
- ◇ ケアプラン点検研修会・専門家の派遣
- ◇ ケアマネジメントの質の向上研修会